

職員の懲戒処分について

本市職員が自動車運転免許を失効した状態で公用車等の運転をした事案が発生し、令和4年4月26日に懲戒処分を行いましたので、ご報告いたします。

このような不祥事により、市民の皆様にご迷惑をおかけし、公務への信頼を大きく損ないましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、全力を挙げて職員の綱紀の保持に努めてまいります。

1 職員の処分

- (1) 被処分者 土木部職員 主任（男、40歳代）
- (2) 処分年月日 令和4年4月26日（火）
- (3) 処分内容 減給10分の1（3月）
- (4) 事件の概要 当該職員は、有効期間が令和3年9月30日までの自動車運転免許の更新を失念し、失効に気づいた令和4年3月23日までの間、免許が失効した状態で、公用車を計71回及び通勤・私生活においても自家用車を運転した。なお、失効に気付いた後は運転しておらず、失念による運転免許の失効と判断され、道路交通法違反による行政処分・刑罰の対象にはなっていない。
- (5) 処分の理由 この職員の行為は、公務員にあってはならない非違行為であるばかりでなく、地方公務員としての職の信用を傷つけ、社会的評価を著しく低下毀損し、本市行政の信用を失墜させるもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するものである。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号に基づき減給10分の1（3月）とするものである。
- (6) 関係者処分 この職員を指導・監督する立場にあった職員に対して指導監督に適性を欠いた責任から、当時の所属長及び課長補佐を訓告とする。

2 再発防止策

- ・各所属長が所属職員の運転免許証の有効期限について現物を確認した。
- ・年2回のコンプライアンス推進月間（5月、10月）において、所属長が所属職員の運転免許証を現物確認し、その結果を人事課に報告するなど、チェック機能の強化を図る。
- ・土木部においては、独自の取り組みとして、職員の庁内LANの個人スケジュールに①運転免許証有効期日1か月前及び②運転免許証の有効期日当日を登録させることで、更新を失念させないよう、職員の意識啓発を図った。